非核三原則について

2022.3.30

1. 経緯

- 非核三原則(持たず、つくらず、持ち込ませず)
- 佐藤総理の国会答弁(1967.12)、施政方針演説(1968.1)
- ・国会決議 衆・本会議(1971.11)
- ・ 国是決議 衆参外務委員会(1976)、本会議(1978 衆、1982 衆・参)

2. 持ち込みをめぐる問題

(事実関係)

- ・核兵器を搭載した艦船の一時寄港や航空機の立ち寄りを「持ち込ませず」に含めるか否かの問題で、日本政府は半世紀以上、そして現在も含まれると説明してきた。
- ・1960 年の日米安保条約改定時の岸・ハーター交換公文で「米軍の配置の重要な変更、装備の重要な変更、戦闘作戦活動のための基地使用は事前協議の対象とする」と規定。外務省は、藤山・マッカーサー口頭了解があり、「核弾頭及び中・長距離ミサイルの持ち込み並びにそれらの基地の建設」は、装備の重要な変更にあたると説明してきた。
- ・密約調査(2010)により、藤山・マッカーサーロ頭了解は存在せず、より詳細な討議の記録の存在が確定。ここでは「装備における重要な変更とは核兵器の日本への持ち込み(=introduction)を意味し、事前協議は米軍機の日本への立ち入り(=entry)、米国船舶の日本領海通過や港湾への立ち入り(=entry)に関係する現行手続きに影響を与えない」としている。

(日米間の解釈の違い)

- ・ 領海通過や一時寄港について、持ち込みにあたるとする日本政府と、持ち込みではなく、事前協議の対象ではないとする米国政府の解釈の差がいつどのようにして生じたかの問題。
- ・1960 年日米安保条約改定(岸・ハーター交換公文)時に、一時寄港等が持ち込みにあたらないことについて、① 討議の記録が密約の証拠とみることは困難であるとしつつ、認識の不一致について日米間の暗黙の合意があり、広義の密約だった(2010 年密約調査有識者委員会)、② 持ち込みにあたらないことを当然のこととして日米政府が認識を共有していたが、その後日本側が一時寄港等が持ち込みにあたらないことを国会答弁(栗山元次官の密約調査により守秘義務が解除されたことを受けての発言)という二つの見方がある。
- ・少なくとも、1968年以降は、解釈の違いがあることを外務省次官が佐藤総理は じめ歴代総理に説明していたことが判明(密約調査によって明らかにされた東郷 北米局長メモ)。解釈の違いはこの時期以降は、総理、外相には明確に認識さ れていたことになる。
- ・ この間、政権交代までの長期間にわたり、日本政府(総理大臣)は、認識の不一 致を隠し続け、米国から事前協議がない以上、核の持ち込みはなく、そのことにつ いて米国を信頼すると国会等で事実に反する説明をしてきた。

(密約調査と岡田外相発言)

- ・米国は核政策の変更(1991)により、戦術核が船舶・航空機に搭載されることがなくなった。このため領海通過や一時寄港は、当面生じないことから認識の不一致の問題は基本的に発生しないと判断。(2010年3月記者会見における岡田外務大臣発言)
- ・しかし、戦略潜水艦や戦略爆撃機が緊急時に日本に一時寄港することも完全に は否定できず、また、戦術核に関する将来の米国の政策変更も否定できない。こ

のため、非核三原則は変えない前提で、「緊急事態において、一時寄港を認めないと日本の安全が守れないという事態が発生した時は、その時の政権が命運をかけて決断し、国民の皆さんに説明すべきだ」と答弁(2010年3月17日 衆 外務委員会)。

・この答弁は自民党政権に引き継がれている。

(残された課題)

- ・安倍政権以降、それ以上の議論の進展はなく、日米間の認識の不一致は残されたまま。これは政権政党として極めて無責任。
- ・一時寄港等を持ち込みに含めるとの日本政府の考えを米国政府に納得させるためには、米国が NCND (NEITHER CONFIRM NOR DENY) 政策を改めることが必要。
- ・安全保障環境の変化の中で、今後通常弾頭と併用できるミサイル搭載の船舶や 航空機が増えるとすると、認識の不一致の放置は日米両国にとって、再びより深 刻な問題となりかねない。
- ・ 仮に NCND 政策が変わったとしても、事前協議しても必ず No ということが、 決まっているのであれば、それは協議とは言えないのではないかという根本的な問題 がある。
- 日本政府は「常時核装備を有する外国艦船の領海通過も無害通航とは認められず、原則としては許可しない」としているが、実効性があるのか。また国際法上認められることなのか。
- ・いずれにせよ、いつまでも認識の不一致を放置しておくことは望ましくない。まずは 政府の責任で、これらの問題の解決策を示す必要がある。非核三原則を変えな いと強調するのであれば、認識の不一致をどう解決すべきか、米国と真剣に協議 すべき。

(参考) 1969 年、沖縄返還時の日米共同声明第8項「総理大臣は核兵器に

対する日本国民の特殊な感情およびこれを背景とする日本政府の政策について、詳細に説明。大統領は日米安保条約の事前協議制度に関する

米国政府の立場を害することなく、沖縄返還を右の日本政府の政策に

背馳しないよう実施する旨を確約した。

3. 日米の核協議

- 核シェアリングの議論が一部にあるが、NATO型の核共有ということであれば、日本領土内に米軍の核兵器を持続的に持ち込み、その運用について日米間で協議する仕組みを確立することを意味する。これは、明確な非核三原則の否定。このことの議論が必要と発言しているのは、安倍氏と維新。
- ・核の傘の下にある日本がその運用について米国と協議できる体制を構築すること は必要なこと。しかし、これは核シェアリングとは全く別の問題。「米国の核による拡 大抑止をどのように活用するのか。言葉を替えればどのような状況下で相手国が 核を使用・威嚇し、これを防ぐために日米が協力して何ができるか本格的な対話 がなされるべき」(外交をひらく p245)

(参考)

- ・安倍総理は「核共有について国内でも議論すべきだ」「日本は NPT 加盟国で非 核三原則があるが、世界ではどのように安全が守られているかという現実について 議論をタブー視してはならない」と発言。
- ・岸田総理は、核共有について「非核三原則を堅持するという立場から考えて認められない」「政府において核共有は認めない。議論は行わない」と参院予算委で答弁。
- ・ 高市政調会長は、持ち込ませず について「日本の領海を通過しても領空を飛ん でもだめという議論まである」「核抑止力が全く機能していないと言っているのと同じ だ」「党内で議論したい」と主張。ただし核共有についての発言はない。

- ・ 茂木幹事長は「核兵器そのものを物理的に共有する、配備する概念ではない」と 発言。
- ・日本維新の会は、ウクライナ侵略に関する緊急提言(3月3日)の中で、「ロシアが核による威嚇という暴挙に出てきた深刻な事態を直視し、核共有による防衛力強化に関する議論を開始する」としている。